

1. 議事日程（第21日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第41号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第50号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第42号 上天草市森林環境譲与税基金条例の制定について
- (2) 議案第43号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第47号 あらたに生じた土地の確認について
- (4) 議案第48号 字の区域の変更について
- (5) 議案第49号 公有水面埋立てに関する意見について
- (6) 陳情第 4号 龍ヶ岳町夏・唐網代地区及び池の浦地区の市道・護岸の整備について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第44号 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第51号 財産の取得について
- (3) 請願第 1号 市立教良木小学校の雨漏れ箇所の修理について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第45号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第46号 令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 同意第 8号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 発議第 7号 上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 発議第 8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

日程第 8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

| | | |
|------------|------------|------------|
| 議長 園田 一博 | | |
| 1 番 木下 文宣 | 2 番 何川 誠 | 3 番 嶋元 秀司 |
| 4 番 田中 辰夫 | 5 番 何川 雅彦 | 6 番 宮下 昌子 |
| 8 番 小西 涼司 | 9 番 新宅 靖司 | 10 番 田中 万里 |
| 11 番 北垣 潮 | 12 番 島田 光久 | 13 番 津留 和子 |
| 14 番 桑原 千知 | 15 番 西本 輝幸 | |

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

7 番 高橋 健

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 市 長 | 堀江 隆臣 | 副 市 長 | 小嶋 一誠 |
| 教 育 長 | 高倉 利孝 | 総 務 企 画 部 長 | 和田 好正 |
| 市 民 生 活 部 長 | 宇藤 竜一 | 建 設 部 長 | 小西 裕彰 |
| 経 済 振 興 部 長 | 井手口隆光 | 教 育 部 長 | 山下 正 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 坂田 結二 | 上天草総合病院事務長 | 尾崎 忠男 |
| 総 務 課 長 | 濱崎 裕慈 | 財 政 課 長 | 迫本潤一郎 |
| 会 計 管 理 者 | 鬼塚佐栄子 | 水 道 局 長 | 山本 一洋 |
| 企 画 政 策 課 長 | 永田 健吾 | | |

5. 職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------|---------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 海崎 竜也 | 局 長 補 佐 | 山川 康興 |
| 主 幹 | 倉橋 大樹 | 主 事 | 竹川 知佐 |

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

本日、高橋健君から欠席届を受けておりますので、御報告いたします。

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第 1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第 4 1 号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 1 件を議題といたします。

総務常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、去る 6 月 1 9 日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、前島観光交流拠点施設工事及び上天草市立斎場改修工事に係る現地踏査を行いました。

続いて、議案審査について報告いたします。

議案第 4 1 号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、本委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 5 0 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、慎重に審査しました結果、本委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部から、報告事項として、令和元年度電気事業会計における予備費充用について、上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略 K P I の検証並びに総合戦略改訂方針について、南阿蘇村との包括連携協定締結について報告がありました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

これから、総務常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件につ

いて、順次採決をいたします。

議案第41号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第50号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第42号、上天草市森林環境譲与税基金条例の制定について、ほか4件を議題といたします。

経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） おはようございます。

経済建設常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において、経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月17日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案審査前に、陳情第4号、龍ヶ岳町夏・唐網代地区及び池の浦地区の市道・護岸の整備に関する陳情の現地状況等を確認するため、現地踏査を行いました。

次に、議案審査について報告いたします。

議案第42号、上天草市森林環境譲与税基金条例の制定についてでございますが、本案につきましては慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、下水道未加入者対策について、どう考えているのかと質疑があり、執行部から、未加入者に対し、トイレ整備に係る助成制度などを紹介しながら、加入に向けて努力していき

いと答弁がありました。

また、委員から、阿村地区において合併浄化槽設置補助を受けた世帯の下水道加入状況はと質疑があり、執行部から、現在、補助を受けられた方で、未加入の方が5件ある。今後、加入に向けて取り組むと答弁がありました。

また、委員から、加入率は、ほかの自治体と比較した場合どうなのかと質疑があり、執行部から、都市圏においては、都市計画に基づく公共下水道事業であり、加入率が高い。一方、本市を含め、特定環境保全公共下水道事業で整備している自治体は、本市と同程度の加入率であると答弁がありました。

また、委員から、老朽化対策を含め、今後の下水道経営の考えはと質疑があり、執行部から、下水道施設の長寿命化計画等を策定し、国の補助事業を活用しながら計画的に整備し、施設の延命化を図っていききたいと答弁がありました。

それに対し、委員から、長期的なビジョンに基づき、下水道経営を考えるべきである。今後の課題として、検討を行っていただきたいと意見がありました。

また、委員から、高齢化・核家族化により40%の家庭が水道使用量6トン以下だと聞いている。下水道加入世帯で水道を使用していない世帯の料金算定基準に疑問を感じているが、見直しの考えはと質疑があり、執行部から、家庭で使用する水は飲料のみではなく、洗濯等もあり、小さい子供がいる家庭等については、洗濯水等で利用は多くなるかと思われる。そこを含めたところで、1人当たり6トンと、今決めさせていただいている。使用実績等を含めて、今後の取り組むべき課題として考えさせていただきたいと答弁がありました。

そのほか、龍ヶ岳地区のコミュニティプラント使用料金について、今後、見直しを含め検討すべきなどの意見がありました。本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、あらたに生じた土地の確認についてでございますが、委員から、江樋戸の埋め立て地ということか。また、使用用途はと質疑があり、執行部から、江樋戸港の物揚場であり、面積が2,629.71平米となる。用途については、利用計画が定めてあり、駐車場、野積場、取り付け護岸、物揚場となると答弁がありました。それに対し、委員から、駐車場の利用対象者はと質疑があり、執行部から、定期船利用者を想定していると答弁がありました。それに対し、委員から、現状では、地元の方が利用できる状況にある。市の土地なので、用途が明確になるような形での今後の利用をお願いしたいと質疑があり、執行部から、今後、湯島地区・江樋戸地区の区長等を含め検討していければと考えていると答弁がありました。本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、字の区域の変更についてでございますが、本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号、公用水面埋め立てに関する意見についてでございますが、本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしま

した。

次に、陳情第4号、龍ヶ岳町夏・唐網代地区及び池の浦地区の市道・護岸の整備に関する陳情についてでございますが、委員から、ほかの漁港等も参照しながら検討すべきである。船の数のも少なくなっていく中で、単独で改修をするのか、近隣漁港を一つにまとめていくのか、地域全体で考えていく課題である。すぐに結果を出すことは難しいため、継続審査にしてはどうかと意見がありました。本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、報告事項について申し上げます。

執行部から、樋島漁協損失補償（債権回収状況）について、今村ため池整備仮設工事業務施行に係る予備費充用について、平成30年度上天草市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の実績についての報告がございました。

以上が、委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを、御報告申し上げます。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） 議案第47号、あらたに生じた土地の確認についての点でお尋ねいたします。

ただいまの委員長の報告において、委員から駐車場の利用状況対象者はと質疑があり、執行部から定期船利用者を想定している。それに対して、また委員から、現状では地元の方が利用できる状況にある。市の土地なので、用途が明確になるような形での今後の利用をお願いしたいと質疑がありとなって、答弁で、今後、湯島地区・江樋戸地区の区長等を含めて検討していただければと考えているというふうな経緯になっておりますが、要するに、これは地元の、言うなれば、江樋戸・湯島の人たちが今利用しているので、定期船のために使うので、これは使わないように今後検討するということですか。地元の人たちは使われないように検討するという意味なんですか。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 駐車場の台数も限られており、定期船利用者と地元の人が利用する分の線引きをきっちりつけてくれというような質疑があつて、その辺を検討すると言われた回答だったと思います。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 委員会のほうで、さまざまな多分意見が出たと思うんですけど、やはり湯島の方たちも、駐車場が不足しているということで、利用される方もいるかと思うんですけど、今後は、その辺も配慮した検討をしていただければと思います。

○議長（園田 一博君） ほかに。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第43号の下水道についてですけれども、今、委員長の報告では、その質疑の内容が、未加入者対策とか、老朽化対策とか、そういうことでの質問があって、執行部から答えられているんですが、この条例というのは、料金を値上げする条例改正なんですけれども、その料金値上げについての質問とか、それに対する答弁とかいうのがあれば、その内容を教えてほしいんですが。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 先ほども言いましたけれども、あの部分の国立公園内で水質を保持するための、そういった下水道の整備であって、そういったところが、国がそういった施策でやっているのであれば、それに対して国の補助金等もあってしかるべきではないかというような意見も出まして、そこで、仮に、受益者、使用している人、加入者だけに負担させるのか。松島地区の人たちだけで、それを補い果たしてそれが成り立っていくのか。長期的なプランとして考えてはどうかというような質疑もありました。

○議長（園田 一博君） 宮下君。いいですか。

○6番（宮下 昌子君） はい。その長期的な計画をすべきだという意見が多かったということで、今回の料金値上げに関しては、詳しくもう少し理由とか、そういうのを教えてほしいとか、そういう内容はなかったということですよ。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 関連して、そういった市のほうの一般財源からお金が繰り出されている分の中に、地方交付税は幾らどのぐらい入って、交付税が使用されているのかといった、そういった質問もありまして、赤字補填分の繰入金、本年度は、774万2,000円となっている。その分の赤字分の補填分が、要するに、値上げ分で、少しは縮小させるといったふうな答弁の内容だったかと思います。

○議長（園田 一博君） ほかに。

11番、北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 龍ヶ岳災害団地のコミュニティプラントの値上げも検討しているような話だったんですけど、この料金設定についても、ある程度説明があったわけですか。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 委員の皆さんの質疑の中では、公平性を保つために、松島地区の値上げがあったのであれば、そういった方面の値上げも検討するべきではないかといった質疑がありました。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） じゃあ、松島より安いということですか。今の状況。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） コミュニティプラントの料金は、委員会の中では、3,000円だったというような回答だったと思います。その部分に関しても、松島地区で値上げをするのであれば、当然そっちのほうも老朽化していくので、費用もかかることなら、公平にそっちのほうも値上げをするべきではないかといった質疑だったと思います。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） まだよかですか。松島地区のほうには、市のほうから、毎年3億円ぐらい補填している状況もあると思いますので、同一に考えるとはおかしいんじゃないかなと、私も思います。そして、災害を受けたところでありますので、その付近を検討してほしいと思います。

また、夏・唐網代、池の浦地区のここの陳情要望に対しては、継続審査というふうになったと聞きましたが、ここはですね、私も何回か旧町のときも一般質問しました。本当に、道路幅も狭くてですね。昔は、我々が小さいときは、一番栄えていた地区であって、大道地区では一番何も手をつけられてないような状況のところであります。もう地元の人たちも、消防車も入っていけないという、私も機能別団員で消防団におりますけど、もうこっちを通られずに、大道のほうから火災現場にみんな来ているような状況でありますので、何とか継続審査というのじゃなくて、少しずつでもやってほしいと思いますので、何とかしてほしいと思います。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 今回の陳情に関しては、北垣議員も御存じのとおり、舗装の整備と護岸整備というところで、2点要望がっております。

この部分で、舗装については、今年度一部舗装をするというような話でございました。また、悪い箇所があれば、今後も、そういったところに取り組んでいくというような話もありまして、委員の質疑の中にも、拡張が無理であれば、離合箇所をつくったらどうかといった、舗装についてはですね。そういった意見が出ておりました。

あと、護岸整備については、さっきの報告にもありましたように、ランクづけがされてありまして、現在、私たちが現地踏査に行く前に、担当課のほうで調査をされているということで、その調査結果においては、Bランク、Cランクであったと。Aランクの急を要するような改修箇所は、現在のところはないというような返答でございました。Bランクであっても、部分的な改修が必要な箇所ということでございますので、その辺についても、限りなくAに近いような場所であれば、今後は、部分的な改修をするような方向で持っていくんじゃないかなと思っております。

先日、ちょっと担当課のほうとも話をしまして、長寿命化計画にのっとった、そういった部分的な改修を行うというのであれば、次の議会ぐらいまでには、どういった箇所がどういった優先順位であるのか。そういったところを調査していただいて、次の議会ぐらいまでには、その回答

を持って、委員会の回答として答えを出したいと、そういう方向でいきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（園田 一博君） もう3回です。ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

これから、経済建設常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。
討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第43号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、料金値上げの改正であり、10月からの消費税増税に合わせての引き上げとなっています。しかし、消費税分だけでなく使用料も引き上げとなり、合わせて15%に引き上げると説明がありました。赤字の補填分の縮小という説明もありましたが、3月議会において上水道の値上げも決まっています。下水道は松島町のみ運営ですが、加入者にとって、上水道とあわせて大きな引き上げとなります。消費税増税分のみ引き上げなら、まだ納得できますが、今回の引き上げは、加入者にとって大きな負担となります。

今後も、一般会計からの繰り入れを続けていただき、市民の暮らしを守るためにも、使用料の引き上げはすべきではありません。よって、この議案に反対いたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第43号に賛成者の討論はありますか。

1番、木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 議案第43号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回の一部改正条例が可決されますと、10月1日から下水道料金が値上げされることとなります。加入者の皆様には、それ相応の御負担をお願いすることとなりますが、公営企業である下水道事業を運営する上で、使用料収入は基幹となるべき収入であり、今後、下水道加入者の減少等の影響で、使用料収入の減少が見込まれ、また、施設の老朽化が進んでいるため、修繕費等維持管理費の増加が見込まれるなど、厳しい経営環境にあることから、今回の料金改定は、受益者負担を基本とする下水道事業の長期的かつ安定的なサービスの提供を図る上で、必要最小限度のやむを得ない改定だと思えます。

以上の理由により、本条例の一部改正に賛成いたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第43号に、反対者の討論はありますか。次に、議案第43号に賛成者の討論はありますか。

11番、北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 議案第43号に賛成の討論をいたします。

私も下水道審議委員に入っております、私はあの20%値上げをした委員の1人です。

毎年30億円も一般会計から補填していると。3億円か、4億円、2億円ぐらい、毎年いろいろ違うとやろ。30億じゃない。2億円から3億円ぐらい。それくらい補填している状態で、我々がいろいろ道をどうしてくれ、へこんでるけんどうしてくれという、予算がないと。そういう予算がそっちに使われているのかなと思う気持ちもありまして、私はやはりこの下水道事業というのは、おかしいと常々思っておりました。もう合併してからずっとそういう状況でありますので、そのことについては、やはり値上げには賛成であります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第43号に、賛成者の討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 次に、その他の議案について討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第42号、上天草市森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第43号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第47号、あらたに生じた土地の確認についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第48号、字の区域の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第49号、公有水面埋立てに関する意見についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第44号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、去る6月18日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、教良木ダム漏水に係る対策事業の現況について、及び市立教良木小学校の雨漏り箇所修理の請願に係る現地踏査を行いました。

続いて、議案審査について報告いたします。

議案第44号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、財産の取得についてでございますが、委員から、これまでに購入した電子黒板は、現在どうなっているのかと質疑がありました。

これに対し、執行部から用途を満たさないものは、廃棄処分を行い、使えるものは引き続き使用していると答弁がありました。

また、委員から、2,600万円を超える予算を投じているが、電子黒板の耐用年数は何年か。また、何年程度の使用を想定しているのかとの質疑がありました。これに対し、執行部から、一般的にコンピュータ等の耐用年数は5年程度であり、同程度と考えている。大事に取り扱うことで、10年程度は使用したいと答弁がありました。このような審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号、市立教良木小学校の雨漏り箇所修理の請願についてでございますが、委員から、請願に至るまでに、執行部として修繕の対応ができなかったのかとの質問があり、執行部からは、以前から雨漏りの状況は把握しており、適宜修繕を行ってきたが、雨漏りがおさまらないことから、場所や原因を特定するためブルーシートで覆い、箇所の把握や修理方法を検討することとしていたと答弁がありました。

また、委員から、修理を実施するにあたっては、学校統廃合を踏まえ、総合的な考えを持って取り組むべきであり、地域の方々と関係者に説明を行いながら取り組んでほしい等の意見があり、執行部からは、施設の修繕等については、学校長や学校運営委員会と話し合いながら、雨漏り対策等を検討し、請願提出者に対しては、今後の対応方法を含め速やかに説明を行っていくと答弁がありました。

ほかにも、委員から、雨漏りの請願については、採択したい。なお、工事の実施においては、費用面等を精査し、効率的な取り組みを行ってほしいとの意見がありました。このような審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり採択すべきものと決定しました。

次に、執行部から、報告事項として、健康ポイント事業の開始について、学校校舎営繕事業の整備スケジュールについて、学校ICT教育推進事業の整備スケジュールについて報告がありました。

以上が、文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく協議いただき、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定しましたこともあわせて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで、質疑を終わります。

これから、文教厚生常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第44号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員長報告の

とおりの可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第51号、財産の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 次に、請願第1号、市立教良木小学校の雨漏り箇所の修理についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

日程第 4 予算決算常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第45号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第1号）ほか1件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） 予算決算常任委員会委員長報告。

予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。さきの予算決算常任委員会において、予算決算常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月24日に予算決算常任委員会を開き、所管の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、御報告いたします。

議案第45号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、委員から、コミュニティ助成事業助成金について、住民への周知方法及び申請から決定に至るまで、どのような流れで進められるのか。また、採択・不採択の理由はわかるのかとの質疑がありました。これに対し、執行部から、区長へのお知らせや、市のホームページ及び広報誌で周知している。応募については、各団体からの申請書を市で受け付け、施設等の現状確認を行い、必要性や緊急性などの基準により点数化して、優先順位をつけて県へ送付する。その後、県の審査を経て、事業主体である自治総合センターが、最終的に採択・不採択を決定している。助成金の決定通知には、採択・不採択の理由は示されていないとの答弁がありました。

また、委員から、申請書の作成に関し、市が指導するなどフォローはしているかと質疑がありました。これに対して、執行部から、申請書を確認する際、不足してる部分があれば、助言等

を行っているとの答弁がありました。

また、委員からさまざまな団体の要望を、市が取りまとめて一括して申請することは可能かと質疑があり、執行部からは制度上、地域の団体等が個別に申請するものであり、市で取りまとめでの申請はできないとの答弁がありました。

次に、委員から、一般職員給料の増額について、開発プロジェクト推進課職員の人件費が計上されている。今年度に設置された部署で、現在、前島地区総合開発事業を実施しているが、今後、どのような事業を計画しているかと質疑があり、これに対して、執行部から、宮津地区総合開発事業の素案を策定する予定と答弁がありました。

次に、委員から、脇浦消防格納庫移設工事について、今回工事を実施することになった経緯はと質疑があり、これに対し、執行部から、現在、脇浦・瀬戸地区を管轄する消防団と、高戸小屋川内・高串を管轄する消防団の消防格納庫がなく、龍ヶ岳統括支所の倉庫等に消防小型ポンプ付積載車を格納しているため、より迅速な出動ができるよう、当該地域に脇浦・瀬戸地区を管轄する消防団の格納庫を整備するものであると答弁がありました。

次に、委員から、阿村出張所（旧阿村中学校）改修工事設計業務委託料について、阿村出張所の老朽化に伴う移転であり、旧阿村中学校校舎を利用することであるが、具体的にどのような改修工事を計画しているのか。また、災害時の避難所機能や、研修室の設置などを含めた計画となっているのかとの質疑があり、これに対し、執行部から、現在の間取りを活用し、保健室を事務室、職員室を大会議室、校長室を小会議室に改修するとともに、入り口部分のバリアフリー化、また、自動ドアの設置を考えている。避難所については、大会議室や小会議室の開放を考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、中山間地域等直接支払制度交付金について、対象者はどのような団体か。また、検査を行っているのかとの質疑があり、執行部から、本市と協定を結んだ団体が対象となる。検査については、毎年度、中間検査を含め行っている。それぞれの団体から実績報告書を提出してもらっているとの答弁がありました。

また、委員から、生産性は向上したのかとの質疑があり、執行部から、この制度は農地の保全を目的として、地域一体となって取り組んでいただくための交付金である。生産性が向上するということではなく、農地を守るという考え方の取り組みとなると答弁がありました。

次に、委員から、攻めの園芸生産対策事業補助金について、団体はどこか。申請者はほかにもいたのかと質疑があり、執行部から、一つは、KAMI天草AGであり、もう一つは、天草よかもんである。申請については、2団体の申請があり、今回は、申請団体の全てが通ったということであると答弁がありました。

次に、委員から、上天草市物産館さんぱ一の厨房用空調機について、さんぱ一の決算状況はと質疑があり、執行部から、平成30年度の売上額は7億3,541万8,365円、平成29年度の売上額は7億893万3,703円であると答弁がありました。

また、委員から、58万8,000円の内訳はと質疑があり、執行部から、エアコン本体の見積額が

46万円、配管工事費が2万円、機械搬入据え付け費が3万円、既設エアコンの撤去及び処分費が2万円、そのほか配管等の費用を含めての金額となると答弁がありました。

次に、委員から、地域おこし協力隊報償費について、二号橋商店会の会員数とは質疑があり、執行部から、平成31年4月30日現在で、正会員が17名、街路灯協力店が8名、25店舗であると答弁がありました。

また、委員から、二号橋商店会から具体的な要望はあったのかという質疑があり、執行部から、具体的な事業内容は今のところはなく、地域おこし協力隊を中心に、今後、対策を講じていくと答弁がありました。

それに対し、委員から、二号橋商店街の停滞について、市としての考えとは質疑があり、執行部から、昔の集客から見ると落ちていると思う。また、空き店舗も多くなっており、商店街の課題など、地元と協議しながら、国県補助の活用、市単独補助を含め協力して進めていきたいと答弁がありました。

また、委員から、協力隊の採用基準とは質疑があり、執行部から、商店会と話し合い、経験や資格等募集要項を市で作成し、商店街の活性化を推進することに適した人材を、全国から募集する予定であると答弁がありました。

また、委員から、なぜ2人なのか。その理由とは質疑があり、執行部から、今まで商店会でやってこられた夏祭り等の取り組みや、店舗数等を考慮すると、それなりにボリュームがある。1名の配置では、事業量としては多いと考える。また、商店街で利用できる国県の補助事業もあり、市全体の観光振興も含め、2人必要だと判断したと答弁がありました。

それに対し、委員から、これまで商店会でやってこられた事業を新たにリニューアルしていくのは、1人ではなかなか難しく、2人の力が必要だと思う。二号橋から新たに上天草市の観光のにぎわいを発信していただければ、他市町村にも波及していくと思うため、期待をしている。頑張ってくださいと意見がありました。

また、委員から、2名今後募集され、人選の基準は地元と協議しながら実施するとのことだが、今後のタイムスケジュールは。また、募集がなかった場合の交付税措置はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、議会議決後、すぐに募集を開始し、配置は9月からを予定している。財源については、特別交付税措置であり、かかった経費を需要額に上げるため、財源については心配はないと答弁がありました。それに対し、委員から、会員の意見をしっかり取り入れ、実施をしていただきたいと意見がありました。

次に、委員から、観光費における地域おこし協力隊について、区域の捉え方、観光協会と業務の区別、観光協会事務局内で業務に当たる理由とは質疑があり、執行部から、この地域おこし協力隊には、市全体の観光振興のために従事してもらう。観光協会の業務を行うのではなく、従来の枠を越えた観光振興の取り組みにあたってもらう。また、全体の観光振興事業を行うには、いろんな観光の情報が手元にあったほうがやりやすいということもあり、観光協会の中がいいのではないかと判断している。また、協会内で業務にあたることで、将来的に協会職員として就職し

て定住してもらいたいという思いがあると答弁がありました。

次に、委員から、旧樋合小学校グラウンド修繕費について、事業内容はと質疑があり、執行部から、グラウンドの整地が主な内容であると答弁がありました。それに対し、委員から、企業が撤去した際の復元条件はなかったのかとの質疑があり、執行部から、企業の撤退だけでなく、倒産等さまざまな事情があったため、復元をすぐ求められなかった状況もあり、5年を要してしまった。御理解をいただきたいと答弁がありました。

次に、委員から、プレミアム付商品券事業について、職員手当や賃金が計上されているが、具体的にどのような業務にあたるためのものかと質疑がありました。これに対して、執行部から、事業実施に伴い、新たに該当者の抽出、申請書の発行、審査業務、引き換え券発送業務等が必要となるため、それらの業務に従事する職員の時間外手当並びに臨時職員の賃金を計上していると答弁がありました。

また、委員から、プレミアム付商品券事業に伴うシステム改修委託料について、このような事業を実施する場合、その都度システム改修が必要なのかと質疑があり、執行部からは、今回の事業は新規事業であることから、プレミアム付商品券事業に対応したシステムを構築する必要があると答弁がありました。

また、委員から、本事業の周知を徹底し、申請手続等を工夫するなど、執行部としてさまざまな対策を講じ、1人でも多くの対象者が購入できるように取り組んでほしいと意見がありました。

次に、委員から、スパ・タラソ天草の温泉主浴槽のろ過装置更新費用について、ろ過機は全部で何基あるのか。改修が必要であれば、計画的に実施すべきだと考えるが、なぜ補正となったのかとの質疑があり、これに対して、執行部から、ろ過機はプール用が5基、水風呂用が2基、温泉用が2基あり、平成30年度において、4基分のろ材の入れ替えを予定していたが、そのうち、1基にろ材の凝固が見られたため、解決策等を検討した結果、平成30年度内での執行及び新年度予算への反映ができず、また、耐用年数を経過していたことから、補正として要求させていただいたとの答弁がありました。

このような審査を経まして、予算決算常任委員会では、議案第45号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第1号）について、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

これから、予算決算常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。議案第45号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、本案は可決されました。

議案第46号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、本案は可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

日程第5 同意第8号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、同意第8号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、同意第8号を採決いたします。同意第8号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第8号は、これに同意することに決定しました。

日程第6 発議第7号 上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第6、発議第7号、上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 発議第7号、上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。発議第7号、上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

お手元の議員発議の冊子2ページをごらんください。

改正内容につきましては、元号を改める政令の公布に伴い、関係規定を整備する必要があるため、別記様式の削除と第6条第1項中の政務活動費収支報告書（別記様式）によりを削除するものです。

また、第10条第1項の委任規定を見直すものです。上記の議案を地方自治法第109条第6項及び上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年6月26日、上天草市議会議長、園田一博様。提出者は、議会運営委員長、島田光久です。

以上、賛同賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

発議第7号について、質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号を採決いたします。発議第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（園田 一博君） 日程第7、発議第8号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 発議第8号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について説明いたします。

議員発議の冊子4ページをごらんください。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところです。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、度重なる豪雨・地震等の発生による林地破壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しております。

このような中、過疎地域自立促進特別法が令和3年3月末日に失効することから、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくため、引き続き総合的な過疎対策を充実強化されるよう、新たな過疎対策法の制定に関する要望を国会及び関係省庁に意見書として提出するものです。

上記の議案を上天草市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年6月26日、上天草市議会議長、園田一博様。提出者は、議会運営委員長、島田光久です。

以上、御賛同賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

発議第8号について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、発議第8号を採決いたします。発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（園田 一博君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年（平成31年）第3回上天草市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時20分